

新型コロナ  
関連

# 新たな施策をお知らせします

6月25日に閉会した市議会で、補正予算が成立しました。今後の新たな施策をお知らせします。

## 生活支援・感染症対策

### 【働く場を失った人などの短期雇用】

→ 5ページをご覧ください

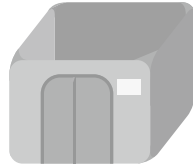
### 【生活にお困りの求職者への支援】

→ 5ページをご覧ください

### 【避難所での感染症対策】

避難所で人と人との距離を確保するため、指定避難所にワンタッチテントを配置します。

☎防災安全課防災係 ☎72-2111



## 子どもたちの学習保障

### 【スクールカウンセラーの配置拡充】

児童生徒の心をケアするため、市立小・中学校のカウンセリング体制を拡充します。

### 【学習支援員の配置】

新型コロナの対応に追われる教師をサポートするため、市立小・中学校に学習支援員を配置します。

### 【修学旅行のキャンセル料を市が負担】

秋にかけて市立小学校が行う予定の修学旅行に関して、中止・延期になった場合のキャンセル料を市が負担します。

☎学校教育課学校教育係 ☎72-2111

### 【就学援助費の拡充】

タブレット端末の家庭への持ち帰りに伴うオンライン通信費について、就学援助世帯に対し補助を行います。

☎教育総務課教育総務係 ☎72-2111

## 事業者支援・経済対策

### 【プレミアム付き商品券の発行★】

プレミアム付き商品券の発行により、市内店舗での消費を喚起し、事業者を支援します。今回は、従来の商品券の発行に加え、スマートフォンによるキャッシュレス商品券を導入します。



### 【家賃支援金〈第3弾〉★】

令和3年4月以降、県の要請に応じて、休業・営業時間短縮を行った飲食店で、期間中の家賃を負担した事業者に対し、県の支援金に上乗せして支援金を給付します。

### 【サプライヤー等月次支援金★】

令和3年4月以降、売上げが減少した事業者に対し、国・県の支援金に上乗せして支援金を給付します。

☎商工・企業立地課商工観光係 ☎72-2111

★詳細は、広報8月1日号でお知らせします

## オンラインの環境整備

### 【学童保育所のICT化の推進】

感染症対策のため、オンラインを活用した相談支援やオンライン会議などの実施に向けて、必要な機器を導入します。

☎子ども育成課 ☎72-2111

### 【オンラインツール活用事業の推進】

オンラインツールを活用した地域活動や学びの場づくりを推進するため、各校区コミュニティセンターに1台ずつ事業用パソコンを配置します。

☎コミュニティ推進課 ☎72-2111



働く場を失った人などの短期雇用 /

## 会計年度任用職員(日額)募集

☎人事法制課人事係(本館2階) ☎72-2111 ㊦838-0198 小郡市小郡255-1

市は、福岡県が行う緊急短期雇用創出事業を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により働く場を失った人などを対象に、会計年度任用職員を募集します。

**募集人員** 5人(定員になり次第終了)  
**業務内容** 市役所・出先機関での事務補助全般  
**任用期間** 任用開始日から最長6か月以内  
※任用後、原則1か月間は条件付採用。条件付採用期間中、良好な成績で職務を遂行したときに、正式採用  
**勤務日** 週5日以内(原則、月～金曜)  
**勤務時間** 原則午前9時～午後5時  
(休憩時間：午後0時15分～1時)  
**報酬** 日額6,508円(7時間15分勤務の場合)  
**手当等** 期末手当(要件を満たした場合支給)、費用弁償(通勤費)  
**社会保険等** 勤務条件により、健康保険、厚生年金、雇用保険等に参加。公務災害に係る補償あり

**休暇** 年次有給休暇のほか夏季休暇などの特別休暇あり(無給休暇を含む)  
**申込方法** 「緊急短期雇用申込票兼履歴書(写真貼付)」1通を持参または郵送。申込者に対し、日程調整後に面接を行います  
※郵送の場合、封筒の表側に「緊急短期雇用申込」と朱書き  
※申込票兼履歴書は、窓口または市ホームページ(ホーム▶市政情報▶人事・採用情報▶緊急短期雇用創出事業 会計年度任用職員(日額)を募集します)で取得できます



生活にお困りの求職者への支援 /

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

☎小郡市社会福祉協議会(あすてらす内) ☎73-1120

新型コロナウイルス感染拡大により生活に困窮し、社会福祉協議会で受付している総合支援資金貸付制度の利用が終了した求職者に対し、支援金を支給します。なお、小郡市社会福祉協議会で総合支援資金などの貸付を受けた人のうち、支給の対象となる可能性がある人に対して、市が案内を送付します。

**対象** 次のいずれかに該当し、収入・資産・求職活動の要件を満たす人

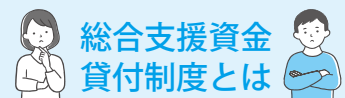
- 社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付を受け、すでに借入最終月が到来している人、または8月末までに借入最終月が到来する人
- 総合支援資金の再貸付が却下となった人

**求職活動要件** 受給中は、次の全ての活動を行う必要があります

- 月1回以上の小郡市社会福祉協議会での面談
- 月2回以上のハローワークでの求職活動
- 週1回以上の求人先への応募・面接

※詳しくは、お問い合わせください

**支給金額(月額)** 単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円  
**支給期間** 3か月  
**申請期限** 8月31日(火)



### 総合支援資金貸付制度とは

総合支援資金貸付制度は、失業などによって生活に困窮している人に対して、生活を立て直すために、継続的な相談支援と生活費などの貸付を行い、自立を支援する制度です。

詳しくは、小郡市社会福祉協議会にお問い合わせください。

